

人吉市道路清掃報奨金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、人吉市（以下「市」という。）が管理する道路において、草刈り及び側溝清掃作業を行う団体に対し、予算の範囲内で交付する人吉市道路清掃報奨金（以下「報奨金」という。）について、人吉市補助金交付規則（昭和46年人吉市規則第15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により市が認定し、かつ、同法第18条の規定により供用を開始している道路をいう。

(対象団体)

第3条 報奨金の交付の対象となる団体は、市内の町内会とする。

(報奨金の対象)

第4条 報奨金の支給の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、町内会が実施する草刈り及び側溝清掃（他の補助金等の交付を受けて実施するものを除く。以下「道路清掃」という。）とする。

2 対象事業に対する交付は、同一の年度内において年2回までとする。

(報奨金の額)

第5条 報奨金の額は、道路路線の1路線において道路清掃1回につき、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 草刈りを実施した場合には、別表の道路延長の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。ただし、同日に複数の路線で草刈りを実施した場合、その合計した距離を道路延長とする。

(2) 側溝清掃を実施した場合には、道路路線の1路線につき20,000円とする。ただし、側溝清掃を実施した路線の延長が100メートル未満の場合は対象外とする。

2 前項各号に掲げる道路清掃を同日に実施した場合にあっては、その合計した額とする。

(申請及び実施決定等)

第6条 道路清掃を実施しようとする町内会の代表者（以下「申請者」という。）は、人吉市道路清掃作業実施申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、人吉市道路清掃作業実施決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた申請者（以下「実施者」という。）は、申請した内容を変更しようとするときは、速やかに人吉市道路清掃作業実施変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

4 実施者は、道路清掃作業を中止しようとするときは、人吉市道路清掃作業実施中止届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
（道路清掃作業の実施等）

第7条 実施者は、作業区域において道路清掃作業を行う場合は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 作業区域及びその周辺の通行等の安全を確保すること。
- (2) 作業により生じたごみを適切に廃棄すること。
- (3) その他作業区域における作業の実施に伴い、市長が付した条件に関する事項
（報奨金の交付等）

第8条 実施者は、第6条第1項の申請（同条第3項の規定により申請内容を変更した場合も含む。）に係る清掃作業を終了後、速やかに人吉市道路清掃作業報奨金交付申請書兼実施報告書（様式第5号）に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の人吉市道路清掃作業報奨金交付申請書兼実施報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、人吉市道路清掃作業報奨金交付決定通知書（様式第6号）により実施者に通知し、報奨金を交付するものとする。
（報奨金の取消し及び返還）

第9条 市長は、報奨金の交付決定通知を受けた実施者が、報奨金に関して次の各号のいずれかに該当するときは、報奨金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について既に報奨金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他の不正の行為により報奨金の交付を受けたとき。
- (2) その他報奨金を交付することについて不適當な事実があると市長が認めたとき。
（損害賠償）

第10条 実施者は、道路清掃作業においてその責めに帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
（委任）

第11条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

道路延長	金額
1キロメートル未満	10,000円
1キロメートル以上2キロメートル未満	20,000円
2キロメートル以上3キロメートル未満	30,000円
3キロメートル以上4キロメートル未満	40,000円
4キロメートル以上5キロメートル未満	50,000円
5キロメートル以上6キロメートル未満	60,000円
6キロメートル以上7キロメートル未満	70,000円
7キロメートル以上8キロメートル未満	80,000円
8キロメートル以上9キロメートル未満	90,000円
9キロメートル以上	100,000円